

平成31年度固定資産税・都市計画税

4月中旬に納税通知書を発送



固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。税額は、固定資産評価基準に基づいて算出された評価額を基に決定されます。4月中旬に納税通知書を送付するので、内容を確認してください。

税務課資産税係
☎ 995-1809

1月1日現在の所有者に課税

固定資産税の税率は1.4%

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内にある土地、家屋、償却資産の所有者が納める税金です。税額の求め方は以下の通りです。

固定資産税額 = 課税標準額 × 税率 (1.4%)

固定資産の価格（評価額）は、総務大臣が定めた固定資産評価基準を基に決定されます。原則として評価額が課税標準額になります。ただし、課税標準の特例措置が適用される住宅用地や税負担の調整措置が適用される土地は、課税標準額が評価額より低くなります。

固定資産税を納める人

原則として固定資産の所有者で次の人です。

【土地】

- 登記簿に所有者として登記されている人
- 土地補充課税台帳に所有者として登録されている人
- 所有している土地の課税標準額の合計が30万円以上の人

【家屋】

- 登記簿に所有者として登記されている人
- 家屋補充課税台帳に所有者として登録されている人
- 所有している家屋の課税標準額の合計が20万円以上の人

【償却資産】

- 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人
- 所有している償却資産の課税標準額の合計が150万円以上の人

※所有者として登記（登録）されている人が、賦課期日（1月1日）前に死亡している場合などは、その土地や家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

都市計画税の税率は0.2%

都市計画税は、毎年1月1日現在、市内の市街化区域内にある土地、家屋の所有者が納める税金です。税額の求め方は以下のとおりです。

都市計画税 = 課税標準額 × 税率 (0.2%)

第1期の納期限は5月7日(火)

固定資産税と都市計画税を合算した年税額を一括または4期に分けて納めてください。一括の場合は5月7日(火)までに、4期に分ける場合は各期の納期限までに納めてください。固定資産税と都市計画税を合算した額が年額3,900円以下の場合は、一括納付となります。

口座振替の場合は、4期に分けて各納期限の日に引き落とされます。新たに口座振替を希望する人は、納税通知書に同封のはがきに必要事項を記入して送付するか、金融機関で手続きしてください。

納期限 / 第1期 ▶ 5月7日(火)

第2期 ▶ 7月31日(水)

第3期 ▶ 12月25日(水)

第4期 ▶ 2020年3月2日(月)

他 ● 年税額を4期に割ったときの千円未満の金額は、第1期分に合算されます。

- 納付書は元号の変更後もそのまま使用できます。

変更などがあつた場合は届け出を

次のような場合は税務課資産係にご連絡ください。登記の手続きを行った場合は、届け出は不要です。

- 家屋を新築・増築したとき
- 家屋を取り壊したとき
- 家屋の用途を変更したとき
- 売買、相続、贈与などによって登記されていない家屋の所有者を変更したとき

その他

詳しい内容は、納税通知書に同封のリーフレットをご覧ください。

